

○浦添市道路占用料条例

昭和54年12月20日

条例第28号

改正 昭和59年3月30日条例第10号

昭和62年12月24日条例第33号

平成元年9月13日条例第18号

平成2年3月27日条例第7号

平成10年12月25日条例第37号

平成12年3月31日条例第2号

平成24年12月19日条例第42号

平成25年6月27日条例第22号

平成29年12月20日条例第37号

令和2年12月18日条例第42号

令和5年12月25日条例第34号

注 平成29年12月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第2項（法第91条第2項において準用する場合を含む。）及び第73条第2項の規定に基づき、法第32条第1項若しくは第3項の規定による道路の占用許可（電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項、第12条第1項又は第21条の規定に基づく電線共同溝の占用許可を含む。以下同じ。）を受けた者又は法第35条の規定により道路を占用する者（以下「占用者」という。）から徴収することができる道路の占用料（以下「占用料」という。）の額及び徴収方法並びに督促手数料及び延滞金の徴収について定めるものとする。

（平29条例37・全改、令2条例42・一部改正）

（占用料の額及び計算の方法）

第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、別表によることができないものについては、別表に準じてその都度市長が定める。

2 占用者から徴収する占用料の算定は、次に掲げるとおりとする。

(1) 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは1月として計算する。

(2) 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用期間が1月未満であ

るとき、又はその期間に端数があるときはこれを1月として計算する。ただし、占有期間が15日未満であるときは1月の占有料の2分の1として計算する。

(3) 占有者から徴収する占有料の算定の基礎となる占有の面積で0.01平方メートル未満のもの又は0.01平方メートル未満の端数は、その全面積又はその端数の面積を切り捨てるものとし、占有の長さで0.01メートル未満のもの又は0.01メートル未満の端数は、その全長又はその端数の長さを、切り捨てるものとする。

(4) 占有料の総額が100円未満であるときは、100円に切り上げるものとする。

(平29条例37・一部改正)

(占有料の減免)

第3条 市長は、占有が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占有者の申請により占有料の額の一部又は全部を免除することができる。

(1) 応急仮設住宅（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第11号に掲げる応急仮設建築物をいう。）のために占有するとき。

(2) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業の行う事業のために占有するとき。

(3) 道路に出入りする通路を設けるために必要な道端、法敷又は側溝上を占有し、無料で常時一般の通行の用に供するとき。

(4) 地先から雨水及び汚水を溝等に排出するために必要な排水管の埋設のために占有するとき。

(5) 宅地の前から道路に出入りする通路の設置のために法敷を占有するとき。ただし、通路の幅（道路に沿う長さ）4メートル以上のものを除く。

(6) 水道管及びガス管の各引込管の設置のために占有するとき。

(7) 恒例による祭典その他行事のために臨時に占有するとき。

(8) 街路灯又は防犯灯設置のために占有するとき。

(9) 前各号のほか、市長において占有の目的が公益のため又は特別の事由によると認めるとき。

(平29条例37・一部改正)

(占有料の徴収方法)

第4条 占有料は、占有の許可をしたとき（電線共同溝に係る占有料にあつては、占有の許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始したとき。）、又は占有の協議が成立したときに納入通知書により徴収する。

2 占有者は、占有の開始の前に占有料を市に納付しなければならない。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の占有料の納付については、

当該年度の9月1日までとする。

- 3 市長は、前2項の規定により徴収する占用料の額が特に多額であるとき、又は一時に全額の納付が困難であると認めるときは、当該会計年度内において、4回以内の分割納入を許可することができる。

(平29条例37・一部改正)

(占用料の還付)

第5条 既に納入した占用料は、次の各号のいずれかに該当する場合を除くほかこれを還付しない。

- (1) 法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消したとき。
(2) 天災、地変、その他占用者の責以外の理由により占用できなくなったとき。

- 2 前項第1号による占用料の還付額は、当該占用箇所の原状回復が完了した日の属する月の翌月以降の分とする。

(督促手数料及び延滞金の徴収)

第6条 法第73条第1項の規定により占用料について督促状を発したときは、同条第2項の規定により督促手数料及び延滞金を徴収する。ただし、延滞金の額が100円未満であるときは、徴収しないものとする。

- 2 前項の督促手数料は、督促状1通につき通常はがきの料金の額に相当する額とする。
3 第1項の延滞金は、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、滞納金額につき年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。
4 市長は、第1項の規定による延滞金の徴収について災害、不測の事故その他のやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(平29条例37・追加)

(不正行為に対する過料)

第7条 偽りその他の不正行為により占用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

(平29条例37・旧第6条繰下)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平29条例37・旧第7条繰下)

附 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月30日条例第10号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年12月24日条例第33号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年9月13日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月27日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年12月25日条例第37号）

（施行期日）

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けた占用物件に係る占用料は、施行日以後の期間にあつては改正後の浦添市道路占用料条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定を適用し、施行日前の期間にあつては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に許可を受けた占用物件（施行日において許可に係る期間が更新された物件を含む。以下「既存占用物件」という。）の施行日以後の占用期間（以下「継続占用期間」という。）に係る占用料の額は、当該既存占用物件について、改正後の条例別表の規定により算定した占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じて算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。

(1) 平成11年度 当該既存占用物件の継続占用期間について改正前の浦添市道路占用料条例別表の規定により算定した額に1.1を乗じて得た額

(2) 平成12年度以降 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額に1.1を乗じて得た額

附 則（平成12年3月31日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月19日条例第42号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、法第32条第1項又は第3項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けた占用物件に係る占用料は、施行日以後の期間にあつては改正後の浦添市道路占用料条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定を適用し、施行日前の期間にあつては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に許可を受けた占用物件（施行日において許可に係る期間が更新された物件を含む。以下「既存占用物件」という。）の施行日以後の占用期間（以下「継続占用期間」という。）に係る占用料の額は、当該既存占用物件について、改正後の条例別表の規定により算定した占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じて算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。
 - (1) 平成24年度 当該既存占用物件の継続占用期間について改正前の浦添市道路占用料条例別表の規定により算定した額に1.1を乗じて得た額
 - (2) 平成25年度以降 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額に1.1を乗じて得た額

附 則（平成25年6月27日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月20日条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、法第32条第1項又は第3項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けた占用物件に係る占用料は、施行日以後の期間にあつては改正後の浦添市道路占用料条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定を適用し、施行日前の期間にあつては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に許可を受けた占用物件（施行日において許可に係る期間が更新された物件を含む。以下「既存占用物件」という。）の施行日以後の占用期間（以下「継続占用期間」という。）に係る占用料の額は、当該既存占用物件について、改正後の条例別表の規定により算定した占用料の額が次の各号に掲げる年度

の区分に応じて算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。

- (1) 平成30年度 当該既存占用物件の継続占用期間について改正前の浦添市道路
占用料条例別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額
- (2) 平成31年度以降 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額に1.2を乗じて
得た額

附 則（令和2年12月18日条例第42号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月25日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による道路の占用
許可（以下単に「許可」という。）を受けた占用物件に係る占用料（以下「占用料」
という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間にあつ
てはこの条例による改正後の浦添市道路占用料条例（以下「改正後の条例」という。）
の規定を適用し、施行日前の期間にあつては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に許可を受けている占用物件（施行日以後に当該許可に係
る期間が更新された占用物件を含む。以下「既存占用物件」という。）の施行日以
後の占用期間（以下「継続占用期間」という。）に係る占用料の額は、当該既存占
用物件について、改正後の条例の規定により算定した占用料の額が次の各号に掲げ
る年度の区分に応じて算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とす
る。
 - (1) 令和6年度 当該既存占用物件の継続占用期間についてこの条例による改正
前の浦添市道路占用料条例の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額（この条
例の施行の際現に浦添市道路占用料条例の一部を改正する条例（平成29年条例第
37号）附則第3項第2号の規定が適用されている既存占用物件の占用料について
は、同号の規定による額）
 - (2) 令和7年度以後の年度 当該既存占用物件に係る当該年度の前年度の占用料
の額に1.2を乗じて得た額

別表（第2条関係）

（平29条例37・全改、令2条例42・令5条例34・一部改正）

道路占用料金表

占有物件		占有料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,900
	第2種電柱		2,900
	第3種電柱		3,900
	第1種電話柱		1,700
	第2種電話柱		2,700
	第3種電話柱		3,700
	その他の柱類		170
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	10	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,600
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	1,000
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,400
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,400
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	30,000
その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	3,400	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	71
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		100
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		150
	外径が0.15メートル以上0.2メ		200

	メートル未満のもの			
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			300
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			400
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			710
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			1,000
	外径が1メートル以上のもの			2,000
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	3,400
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路	15,000		
	地下に設ける通路	9,000		
	その他のもの			3,400
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	300
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	3,000
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	3,000
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	30,000

	標識	1本につき1年	2,700
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	300
	その他のもの	1本につき1月	3,000
幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	300
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	3,000
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	30,000
	その他のもの		15,000
政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	3,400
政令第7条第3号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	3,000
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	340
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額

	を除く。)に設けるもの	階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.007を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.007を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）

を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。